

移転価格事務運営要領の改正による 債務保証等取引への影響について

「移転価格事務運営要領」(事務運営指針)の一部改正により、債務保証等取引が移転価格税制の対象となりましたが対応はお済でしょうか。

従来から債務保証等取引が移転価格税制の対象になるという共通の認識はありましたが、その取扱いに関する明確な規定はありませんでした。そもそも債務保証は、一般に、借手が債務不履行に陥った場合に、保証人が借手に代わって貸手に弁済することを保証する取引なので、保証人としては対価(保証料)を回収して当然と考えられており、その対価の価格が移転価格税制の対象となるのは共通の認識でした。

直近(令和4年6月)の一部改正で、①債務保証等取引が移転価格税制の対象となること、②債務保証料の算定方法が明確化されました。この算定方法では、「公開財務ツール」を使用することにより独立企業間価格が算定できることとなります。この改正に合わせて国税庁の事例集にも「公開財務ツール」を使って「債務保証等取引」の独立企業間価格を算定する事例が公表されております。

さらに国税庁は、この「公開財務ツール」を使用して独立企業間価格を算定した場合には、文書化することを勧めております。実際、移転価格の税務調査では、納税者が文書化を行っていた場合、まずその内容を検討し、その内容が合理的と判断されれば課税は行いませんので、課税リスクを低減する文書化による整理は重要です。

私どもGTMも、移転価格課税のリスクを回避する手段として、「公開財務ツール」等を使って債務保証取引の対価を算定して、その内容を文書化して整理することをお勧めしています。また、債務保証を受ける子会社が租税条約を締結していない国に所在する場合などは、「単独事前確認」制度を利用できる場合もあり、事前確認が取得できれば日本の移転価格課税のリスクは回避できます。

移転価格課税のリスク回避のための文書化及び事前確認について、ご不明な点がございましたら、弊社国際税務担当までお気軽にご相談ください。経験豊富な専門家からアドバイス、サポートをさせていただきます。

なお、この改正指針は、3月決算期の会社におかれましては、令和6年3月期(令和5年4月~令和6年3月期)から適用となりますのでご注意ください。

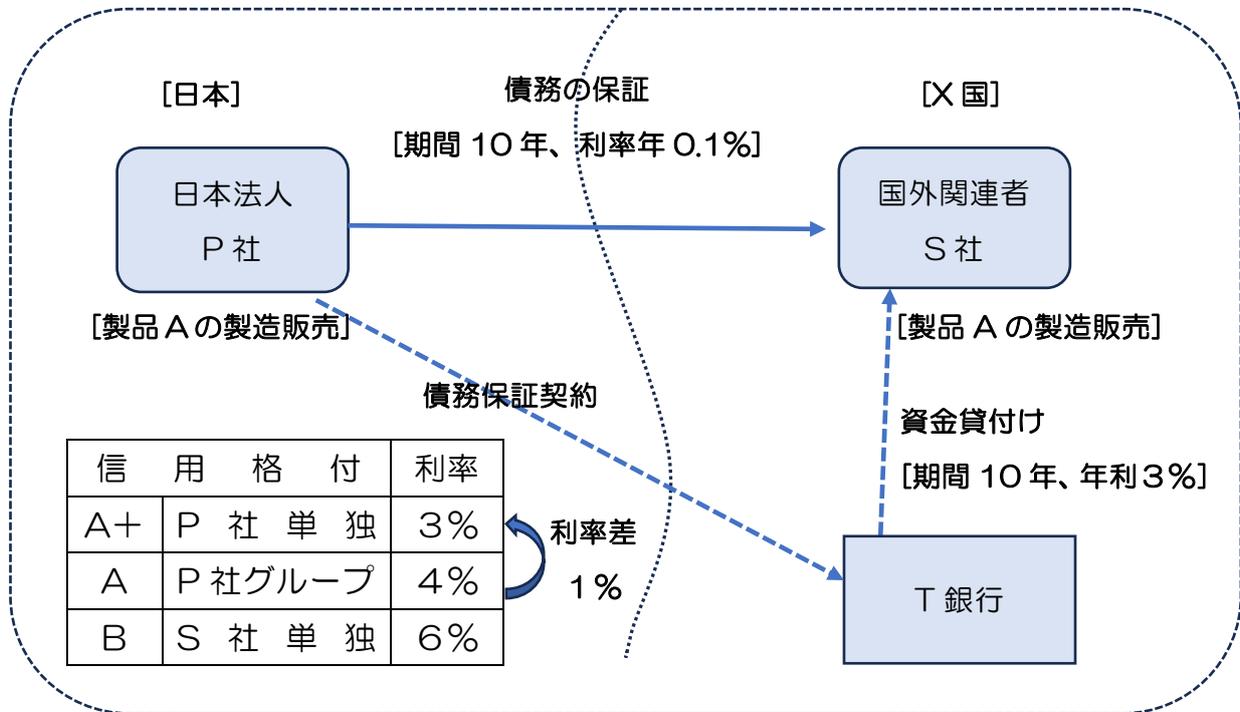
(ご参考：改正指針の公開意見に対する国税庁の回答)

「例えば、公開財務ツールや御意見の中で言及されている格付機関が示している事業体のグループ内での位置付けから求める方法による潜在的な信用格付であっても、それが借手の信用力を検証可能な方法により評価した合理的かつ客観的な指標と認められる場合には、この信用格付を用いることも考えられます(OECD移転価格ガイドライン・パラグラフ 10.71)。

なお、借手の信用力を評価するために用いられた指標の検証可能性を担保するためにも、その指標の導出過程等を文書化しておくことが望ましいと考えています。」

今回の改正指針を受けて、債務保証に係る事例をご紹介します。

(国税庁が公表している参考事例集)
債務保証等取引における独立企業間価格の算定方法



(法人及び国外関連者の事業概況)

- ◆P社は非関連者であるT銀行との間で、S社が債務不履行に陥った場合にP社がS社の債務を全て履行する契約（債務保証契約）を締結しています。
- ◆S社はT銀行から期間10年、年利3%（固定金利、単利）、利払いは年1回の条件で、X国通貨建てにより借入を行っています。
- ◆P社がS社の債務の保証を引き受けることにより、S社はP社と同等の信用力による借入が可能となっています。
- ◆当該債務の保証の引き受けの対価として、P社はS社から期間10年、年1回の支払条件で、S社のT銀行からの借入残高に対し保証料率0.1%を乗じた金額を保証料として受け取ることをしています。

(法人及び国外関連者の信用リスク等)

- ◆外部信用格付機関が公開している情報によると、P社の信用格付は断続的にA+であり、S社の信用格付はAです。なお、このS社の信用格付は、同社がP社のグループに属している事実が考慮されたものであり、この事実がなかったとした場合のS社の単独の信用格付はBです。

【移転価格税制上の取扱い】

- ◆公開データベースより、国外関連取引と同時期に X 国に所在する信用格付 B の法人が金融機関と行う借入期間 10 年、利払い年 1 回及び X 国通貨建ての条件による金銭の貸借取引に係る利率は 6 % です。
- ◆信用格付 A の法人が同様の状況の下で借入れた場合に付される利率は 4 % であることが確認できます。
- ◆S 社が T 銀行に支払う利率は、P 社の信用格付と同等の A + の信用格付を有する法人が S 社と同様の状況の下で借入れた場合に付される利率は 3 % であることが確認できます。この事実により、P 社による保証の引受けにより S 社の T 銀行からの借入に係る条件が改善されていることも判明しています。

(解説)

改正指針では、調査対象である債務保証等取引について「当該債務保証等が当該法人又は当該国外関連者に与える影響」を配慮することとしています。この「影響」については、債務の保証を受ける側で「信用力が増しているかどうか」を検討することになります。

事例では、債務の保証を行った P 社が、主たる債務者である国外関連者(S 社)がその債務を履行しない場合に S 社に代わってその履行をする法的な責任を負うことを銀行との債務保証契約により明示しています。また、P 社が S 社の債務の保証を引き受けていることにより S 社の信用力が増し、S 社が借入先である銀行に対して支払う利息の利率が、当該保証がなかった場合より低くなっているなど、当該債務の保証により、P 社又は S 社に影響が生じていることが認められ、移転価格税制上の問題を検討することになります。

- ◆公開財務ツールにより、P 社が保証の対象である S 社の債務の不履行が生ずる場合に負担すべき損失の額(デフォルト確率を勘案した期待損失の額)の当該債務の額に対する割合(以下「S 社の期待損失率」という。)を計算したところ、0.5% でした。

(独立企業間価格の算定方法)

- ◆本事例では、P 社が引き受けた債務の保証を背景とした S 社の信用力の改善の事実を踏まえて、当該信用力の改善があるとした場合とないとした場合の借入に係る利率の差をもって比較対象取引を想定するに当たって勘案する事項とすることができます。
- ◆X 国に所在する A + の信用格付を有する法人が S 社と同様の状況の下で借り入れた場合に付される利率 3 % と X 国に所在する信用格付が A である法人が同様の状況の下で借り入れた場合に付される利率 4 % を基にこれらの利率の差(いわゆる信用力に応じたスプレッドの差)及び S 社の期待損失率 0.5 % を勘案して想定した取引を比較対象取引として用いて独立企業間価格を算定する独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を最も適切な方法としています。
- ◆これによると、上記スプレッドの差 1 % 及び期待損失率 0.5 % の平均値である 0.75 % を独立企業間価格としています。

(解説)

S社がP社のグループに属していることにより、S社が単独で借り入れる場合よりも低利で借り入れることが可能となっています。このような便益については、P社及びS社の受動的な関係のみから得られた付随的な便益に起因するものであり、P社又はS社において機能の遂行を伴わない限り対価が発生するのではないため、P社及びS社の間で配分を行う必要はありません。本事例においてS社の信用力の比較可能性を判断する場合には、S社がP社のグループに属していないとした場合の単独の信用格付(B)を基に判断するのではなく、上記付随的便益を加味した結果引き上げられた高い信用力(A)を基に判断します。

この場合、 $4\% - 3\% = 1\%$ となります(イールドアプローチといいます)。

次に、債務保証等の対象である債務の不履行が生ずる場合に当該債務保証等を行った者が負担するべき損失の額(当該債務の不履行が生ずる確率を勘案して算定される損失の額をいう。)の当該債務の額に対する割合を算定します。本事例では、S社の債務保証の対象である債務の不履行が生ずる場合にP社が負担するべき損失の額のS社の債務の額に対する割合(いわゆるデフォルト確率にデフォルトが生じた場合の損失率を乗じた値:期待損失率)が0.5%としています(コスト・アプローチといいます)。

事例集では、最終的な独立企業間価格を上記1%と期待損失率0.5%の平均としていますが、その理由は明らかになっておりません。しかしながら、OECD 移転価格ガイドライン(2022年版)のpara 10.177.によれば、イールドアプローチは、保証に対する最大限の手数料となり、para 10.180.によれば、コスト・アプローチは、保証のための最低限の手数料を決定する、とあります。

上述の記載から、イールドアプローチから算定できる利率は、最大限の手数料(保証料)であり、コスト・アプローチから算定できる利率は、最低限の手数料(保証料)を決定するとありますから、事例では、最大限と最低限の手数料(保証料)の平均値を独立企業間価格の利率としていわれるとされます。

移転価格税制や国税調査対応にお悩みがございましたら、GTM 税理士法人の国際税務担当までご連絡ください。

国際税務担当税理士 竹内 之真

電話：03-3242-0301

takeuchiy@gtmri.co.jp